

令和元年度 姫路市立東光中学校 部活動に係る活動方針

姫路市立東光中学校

1 部活動の意義

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、自らの興味や関心等を深く追求し、それぞれの個性や能力を主体的な取組によって伸長したり、学年や学級の枠を越えて、仲間と切磋琢磨しながら、励ましたり協力したりする中で、社会性を育み、人間形成に資するものである。

2 部活動の目的

これからの社会を主体的にたくましく生きる力の育成を目指す学校教育目標の達成に向け、日常の練習においては、大会やコンクール等の結果のみを目標にするのではなく、一人一人の将来像に目を向けて取り組む。

また、各学校の部活動運営懇話会を活用し、学校・保護者・地域が三位一体となって、主体的に取り組む事ができる生徒の育成に努める。

3 部活動のあり方

「姫路市立中・義務教育学校部活動ガイドライン」(H31年1月策定)に則り、一人一人の生徒の将来を見据えた適切な指導を計画的に行うとともに、安全で安心な指導の徹底と環境を整える。

また、生徒が数多くの意見や参考となる事象と出会える機会を確保するためにも、風通しの良い環境整備に努めるとともに、適切な休養日を設ける。

4 指導と体制

(1) 部活動に係る活動方針

「姫路市立中・義務教育学校部活動ガイドライン」に則り、校長は学校の教育活動との関連を考慮し、毎年「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校ホームページ等の掲載により公表するとともに、その運用を徹底する。

(2) 活動計画・実績報告

部活動顧問は「学校の部活動に係る活動方針」に則り、指導方針や年間の活動計画(活動日、休養日及び大会参加日等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等)を作成し、校長に提出する。

また、毎月の計画や大会・コンクール等の参加予定などを事前に生徒及び保護者に伝える。

(3) 活動時間および日数について

成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送るとともに、部活動以外の多様な活動に触れる時間の確保を図るため、以下の内容を遵守する。

- ・姫路市全体で取り組んできたノー部活デー(平日月曜日・休日第2第4日曜日)を基に、休日においては毎週少なくとも1日は休養日を設ける。ただし休養日については、各部、施設の都合により変動を可とする。
- ・1日の活動時間は、平日2時間、休日3時間程度とする。
- ・生徒が家庭や地域で過ごす機会を確保できるよう、長期休業日にはまとまった休養期間(オフシーズン)を設ける。

- ・朝練習を行う部は、保護者の理解を得るとともに、必ず顧問の指導の下、練習時間を厳守する。(7:30~8:00) ※練習開始時に顧問不在の場合は朝練習を行わない。

(4) テスト期間中の部活動

原則として、定期考査一週間前は活動停止期間とする。

※ただし、考査前後の大会など、特別な事情がある場合は協議し、保護者の承諾及び学校長の承認を得て1時間程度の練習(休日は2時間程度)を許可する。

(5) 校外での活動について

校外で活動する場合は、実施日や場所、引率方法など必ず事前に校長の承認を得る。

(6) 完全下校時刻

4, 5, 6, 7, 8月 … 18:30

9, 10, 2, 3月 … 18:00

11, 12, 1月 … 17:30

※校門通過時間を完全下校時刻とし、厳守する。

※10月中間考査終了後、下校時刻を17:30とする。

※2月は18:00下校を原則とするが、日没時刻を考慮し下校時刻を設定する。

(7) 休業日における警報発令について

午前7時現在、姫路市に「大雨」「洪水」「暴風雨」「暴風」「大雪」「津波」のいずれかの警報が発令されている場合、午前の活動は中止とする。

午前10時現在、警報が解除になった場合、12時より活動可能とする。

午前10時現在、警報が解除されなければ、部活動は中止する。

部活動中に警報が発令された場合は、その事象や状況に応じて適切に対応する。

(8) 部活動の服装

① 部の特性を踏まえ、顧問が認めた服装で活動する。

② 通常の授業時の登下校については制服登下校を原則とし、休業日については①に準ずる。

(9) 入退部

入部・退部については保護者の同意書を添えて、各届を顧問に提出する。

5 本年度の部活動

(1) 本年度設置の部活動

運動部： 陸上競技部 サッカー部 野球部 剣道部 女子ソフトテニス部
 男子バスケットボール部 女子バスケットボール部 男子卓球部
 バレーボール部

文化部： 美術部 茶華道部 吹奏楽部